

日本写真機工業規格

カメラの記号Eによる操作表示方法

2020年6月9日付
廃止

日本写真機工業会

東京都千代田区一番町25番地(JCIIビル)

TEL: 03-5276-3891

制 定

日本写真機工業会 平成7年3月30日

原案作成

規格委員会 カメラの省略文字特別分科会

審議委員会

規格委員会

委員長

山田建男 キヤノン(株)

副委員長

三浦康晶 (株) ニコン

委員

大倉燎二 旭光学工業(株)

//

前田秀雄 ウエスト電気(株)

//

恒藤克彦 オリンパス光学工業(株)

//

木原功 京セラ(株)

//

秋間久 コニカ(株)

//

井上信義 (株) コパル

//

吉村博文 (株) コシナ

//

谷路眞澄 (株) シグマ

//

小杉義信 スリック(株)

//

荻原倍男 (株) 精工舎

//

大野秀明 (株) セコニック

//

岡島武俊 (株) タムロン

//

相川元治 (株) トーカド

//

佐藤肇 トキナー光学(株)

//

帯川文人 日東光学(株)

//

山本勝彦 富士写真光機(株)

//

小川周夫 富士写真フイルム(株)

//

源田亨二 ブロニカ(株)

//

土館洋一郎 マミヤ・オーピー(株)

//

阿部治男 ミノルタ(株)

//

堀米博文 (株) リコー

事務局

鈴木憲章 日本写真機工業会

カメラの省略文字特別分科会

主査	高橋真也	オリンパス光学工業(株)
副主査	河本真介	旭光学工業(株)
委員	三井肇	ウエスト電気(株)
〃	新宮保	キヤノン(株)
〃	木原功	京セラ(株)
〃	堀内透	コニカ(株)
〃	谷路真澄	(株) シグマ
〃	金沢友二	(株) セコニック
〃	三浦康晶	(株) ニコン
〃	高橋美宣	富士写真フイルム(株)
〃	中村建一	プロニカ(株)
〃	井田信昭	マミヤ・オービー(株)
〃	椿本浩士	ミノルタ(株)
〃	堀米博文	(株) リコー
事務局	鈴木憲章	日本写真機工業会

J C I S 25-95

日本写真機工業規格

カメラの表示記号 E による操作表示方法

1. 適用範囲

この規格は、35ミリフィルムを使用するカメラの表示記号 E（以下記号 E という）の操作表示方法について規定する。

2. 記号 E の意味

この規格で用いる記号 E は、グラフィカル・シンボルの代りに用いる表示記号の一種で、この記号が撮影コマ数表示部に表示された場合、フィルムの装填あるいは給送に関する状態の確認を促すための表示記号を意味する。

3. 表示方法

記号 E は、液晶式撮影コマ数表示部に表示する。
点灯または点滅に関しては、特に規定しない。

1. はじめに

平成6年度に国内カメラ協議会を通じて全日本写真材料商組合連合会及び写真流通
商社連合会より通称Eマークに関して種々異なった意味に使用されているので、統一
してほしいとの要望が出され、規格委員会内に「カメラの省略文字特別分科会」
(主査：高橋真也氏(オリンパス光学工業㈱))を設置し、数次の会合を重ね検討を
行った結果、平成7年3月30日に最終案をまとめ、規格委員会の承認を得て、
本J C I S規格が制定された。

なお、本規格に、6ヵ月の経過措置期間を認めるため、施行日を明記してほしいとの
要望もあったが、本規格が業界規格であり、J I S (日本工業規格)等の国家規格に
も施行日を記載した例がないことから、提案会社の了解を得た上で、施行日の記載は
行わないこととした。

2. 制定の目的

この規格は、各カメラ間で現在不統一に使用されている記号Eの意味及び表示方法を
統一し、将来のカメラの設計、デザインに指針を与え、消費者の混乱をまねくことを
さける目的で制定された。この目的からして、本規格は、現在すでに製造、発売
されているカメラについては、適用されない。

3. 各条項に対する説明

以下、各条項に対する審議中問題となった点及び本規格を誤りなく運用するための
補足説明を記述する。

(1) . 規格名称「カメラの表示記号Eによる操作表示方法」

イ) . AからZまでの全アルファベット省略記号の意味、表示方法等を規定
した規格を作成するべきであるとの意見もあったが以下の理由に
より、とりあえず混乱している記号Eについてのみ規格化することと
した。

ロ) . 記号Eは、Empty, Error 及び End の省略記号であり、これらは各々
意味するところが異なるので、区別するべきであるとする意見と
カメラに記号Eが表示された場合、カメラの使用者は、いかなる
操作をするべきであるかを指示をすれば、Eの意味は、ブラック
ボックスのままにしておいても、なんら不便はないとする考え方の
二つの意見が出され、カメラの表示記号の本質的な問題が検討された
結果、カメラの表示記号は、使用者に必要な情報を与え操作方法を
指示するものであるべきだとの結論に達し、「表示記号Eによる操作

表示方法」とした。

この意味からいっても、メーカーがアフターサービスのため、チェックに使用する記号Eは、使用者による通常の使用状態では、表示されないようにするべきである。

(2) . 適用範囲

大中版カメラにも適用するべきであるとの意見も出されたが、現状では、35ミリフィルムを使用するカメラに多くの問題があることからして、35ミリフィルムを使用するカメラに限定したが、他のカメラに適用してもさしつかえない。

(3) . 記号Eの意味

記号Eの検討に当たって、大きな問題となったのは、略号と表示記号との関係である。

略号に関しては、元素記号、単位記号、量記号等がJIS等できめられているが、これらは長い歴史を持ち、多くの関係者の合意により定められたものである。

アルファベットそれ自身は一種の発音記号である(表音文字)から、Eそれ自身には意味がないが、規格等により規定されることにより意味を生ずる。

カメラ関係で合意されている略号には、次のものがある。

X	(X接点)	M	(M接点)
B	(バルブ露出)		
T	(タイム露出)		
GN	(ガイドナンバー)		
E _v	(露出値)		
F	(Fナンバー)		
f	(焦点距離)		

これらは、通常英単語の頭文字またはそれに添え字をつけたものが使用され、英単語と略号とは、一対一の関係を保つように定められているが、最近では、英文字による略号が多く用いられ、それらの区別がつかないものも出てきている。

JAS (Japan Air System または Japanese Agriculture Standard)
(日本農林規格)

カメラを含む光学機器に関係するEを頭文字とする英単語を以下に示す。

Easel, Echelon lens, Electrograph,
Electron Optics, Emission, Emulsion,
Endoscope, Enlarger, Epidiascope,

Equatorial, Exposure, Exposure meter,
Exposure value, Eyepiece

これらを一対一の対応がつくような略号をつけるとするなら、頭文字のEの外に添え字を2文字以上付けなければ、区別がつかないことになる。

一方表示記号に関しては、①機能及び操作を文字で表示する、②グラフィカル・シンボルで表示する、及び③略号で表示することが考えられるが、カメラに関しては、表示スペースが小さいこともあり、グラフィカル・シンボルを用いるか、または略号を表示記号として用いる方法が採用されている。

グラフィカル・シンボルには、JCIS 24 (カメラのリチウム電池交換表示方法) のように具体的に電池をイメージできるシンボルもあるが、 ∞ (無限大マーク: 数学記号)、 \ominus (フィルム面記号) のように具体的なイメージのつかない単なる約束ごとによる記号とがある。

グラフィカル・シンボルにきめられていないものを記号化した略号を表示記号として用いる場合には、単なる約束ごとによる表示記号として、記号の意味するところを明確にすれば、元の単語と略号が一対一に対応する必要はない。

これは、別の言葉でいえば、フィルム未装填 Empty, 巻上げエラー Error 及び巻戻し完了 End の意味するところは、元の単語では皆異なるが、これらを表示する記号Eに対処するためには、フィルムの装填あるいは給送に関する状態を確認すれば良く、カメラのユーザーにとっては、元の意味を区別する表示がなくても実用上問題ないという考え方によるものである。

また、液晶表示部のセグメントの数(7セグメント)を、これ以上ふやしたくないとの考えにより、一文字一操作の方法を採用した。

(4) . 表示方法

以上のようにフィルム給送に関する表示として記号Eが用いられている外に、カメラ異常にも記号Eが用いられており、このEを別の表示に変えて規定するべきであるとの意見も出されたが、カメラ異常に関しては、表示記号が全部消える、シャッターレリーズがロックする等全機能が停止する、表示記号がアルファベット以外の記号(消費者が読みとることができない不完全文字、たとえばEの一部が消えた記号E)を用いる等種々の方法が考えられ、これらは各社の設計思想によるところが多いので、規定しなかった。また、点滅に関しては、JCIS 24 (カメラのリチウム電池交換表

示方法)において、警告表示は点減によると規定してあるので、必要に応じてこの規定を準用することを推奨するが、この規格では、特に規定しなかった。

以 上

2020年6月9日付
廃止